



金 沢 市 公 報

号外第19号

平成25年(2013年)8月14日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
監査公表	
監査公表 (第12号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成25年8月14日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中		仁
金沢市監査委員	福	田	太	郎

収 監 査 第 30 号
平成25年8月13日
(2013年)

篠原秀晴様

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中		仁
金沢市監査委員	福	田	太	郎

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成25年6月19日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市泉野町2丁目9番7号 篠原秀晴

2 請求書の提出日

平成25年6月19日

3 請求の内容

請求人から提出された金沢市職員措置請求書(別紙第1のとおり)に記載されている事項及び事実証明書の内容から、請求の主張要旨を次のように解した。

(1) 請求人の主張要旨

ア 泉野町2丁目地内道路整備工事その2は、別紙工事計画図面のとおり不当な公金の支出に該当する施工箇所X, , Aが含まれている不当な工事(以下「本件道路工事」という。)なので「水流」の部外鑑定による監査を求める。

イ 泉野町2丁目小公園付近の道路冠水解消が目的なので、Xからyへの流れを遮断すれば、小公園を含む新

住宅群YはXの流れから独立する。Xから新住宅群Yへ流れない構造になるから、X箇所の工事は必要なく、いわゆる不必要な工事による不当な公金の工事支出に該当する。

ウ Xからの流れをTへ回避させ、さらにXからyへの流れを遮断する箇所T xの工事さえすれば、Xからの流れは、小公園付近の道路冠水とは無関係になる。箇所 も同様に無関係になる。

エ X箇所の工事はまったく不必要であり、そのような工事支出は不当な公金の支出に該当する。また、上流のAもX、箇所と同様、工事目的と無関係（目的外道路工事）であり、この工事支出も不必要で、不当な公金の工事支出に該当する。

オ X、では冠水の心配はまったく無く、舗装道路のツギハギだらけに輪をかけ、費用がかさみ、デメリットに加え、蓋をすると学生、学童歩行通路確保の除雪融雪に大迷惑となる不当工事である。

(2) 措置要求の要旨（原文の主旨を引用）

請求人は、金沢市長に対し、当該工事費が違法・不当な公金の支出に当たり、工事の中止などの措置を講ずることを求める。

[請求人から提出された事実を証する書面]

(1) 泉野町2丁目地内道路整備工事その2の工事計画図面

(2) 道路管理課が請求人に対し泉野町2丁目地内道路整備工事その2の工事概要を説明する際に使用した資料（平成25年6月6日付け）

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

(3) 個別外部監査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の43第1項に基づく個別外部監査を求める。すなわち、不当な公金の支出に該当する工事なので部外（学識経験者等第三者）の鑑定による監査を請求する。

4 請求書の要件審査

平成25年6月19日付けで請求のあった本件金沢市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、以下の理由により法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年6月25日に受理した。

法第242条に規定する住民監査請求の対象となる行為は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）であり、非財務会計行為は住民監査請求の対象とはならない。

しかし、財務会計行為が会計法規に照らし適法であっても、その直接の原因となる先行行為、すなわち、その結果当然に公金の支出等を生ずることとなる非財務会計行為に重大かつ明白な違法性がある場合には、財務会計行為も違法となり、住民監査請求の対象になると解されている。

本件請求において、不必要な工事であるとしている先行行為の違法・不当に関する請求人の主張は、十分ではないものの却下するまでには至らないと判断し当該請求を受理することとした。

5 暫定的停止勧告について

本件請求では、本件道路工事を直ちに中止するよう求めていることから、法第242条第3項に規定する暫定的停止勧告の要否の検討を行った。

その際、技術的見地からの検討を行うため、金沢工業大学の川村國夫教授から意見を聴取したところ、本件道路工事の目的・手段について、相当の合規性があり、公共工事としての妥当性が認められるとの見解であった。

よって、違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは言えず、また、本市に生ずる回復困難な損害を避けるための緊急の必要があるとは言えないことから、法第242条第3項の要件を具備していないと認められるため、本件道路工事（公金の支出も含む。）の差止めを勧告する理由がないとした。

6 個別外部監査について

請求人が求めている個別外部監査については、個別外部監査によらなければならない特段の事情はなく、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認めず、監査委員により監査を行うこととした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、本件道路工事に係る公金の支出が違法又は不当な支出であるかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、道路管理課とした。

2 学識経験者からの意見聴取

請求人が不必要な工事であると主張している本件道路工事について、技術的見地からの検討を行うため、法第199条第8項の規定による学識経験者からの意見聴取として、当該工事の鑑定を依頼した。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成25年7月25日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人の出席はなく、新たな証拠書類の提出もなかった。

4 関係職員の陳述の聴取

平成25年7月25日に土木局長及び道路管理課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 本件道路工事について

ア 本件道路工事の目的は、泉野町2丁目地内において大雨時に頻発する道路冠水を解消するため、道路冠水する側溝への雨水流入量の負荷を軽減するように、上流域からの側溝の排水経路を変更するとともに、断面不足となっている側溝の改修を行うものである。

イ 平成16年の浸水被害を受けて、道路冠水への対応を求める要望が地域住民から多数寄せられており、本市としても大雨時の浸水被害を解消するために、平成21年度に現地調査を実施して、平成22年度から下流側より計画的に道路側溝の改良工事を進めている。平成25年度で本件道路工事は完了する予定である。

ウ 本件道路工事の整備基準は、本市の雨水排水技術基準に基づき、7年確率の降雨強度である1時間当たり50ミリメートルの雨に対応できるような整備を行っている。当該地区からの雨水流出量を算定し、既設の側溝の雨水の流下能力を検証し、断面が不足する箇所においては、その解消のために、流路の変更及び側溝の改修を実施している。

(2) 請求人の主張に対する見解について

ア 本市の計画では、小公園付近の道路冠水への対応として、請求人の主張のとおり新住宅群Yへの雨水の流出量を削減するため、XからYへの流れを遮断し、Xからの流れをTへ回避するT×の工事を実施している。

ただし、この場合においても、箇所Xにおける既存側溝の流下能力は、計画雨水流出量以下であり、現状では断面不足となることから、側溝を改修することにより必要な流下能力を確保するものであり、箇所Xにおける側溝からの溢水を防ぐためには、Xの改修は必要な工事である。

イ 箇所 は、現状は直径20センチメートルのヒューム管が布設されており、既存の流下能力は計画雨水流出量以下で、現状では断面不足であることから、横断暗きょを改修することにより必要な流下能力を確保するものであり、箇所 の横断暗きょの改修は溢水対策として必要な工事である。

ウ 箇所Aにおける既存側溝の流下能力は、計画雨水流出量以下であり、現状では断面不足であることから、側溝を改修することにより必要な流下能力を確保するものであり、箇所Aにおける側溝からの溢水を防ぐためには、箇所Aの改修は必要な工事である。

エ 以上のことから、本件道路工事は、小公園付近の道路冠水対策のみでなく、周辺地区を含めた当該地区一帯の道路冠水対策に必要な工事であり、地域の住民が望む安全・安心な住環境の形成に不可欠な工事であり、請求人が主張するような「不必要な工事による不当な公金の工事支出に該当する。」ことは全くありません。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 請求人の主張及び事実証明書の内容、また監査対象部局からの聞き取りや関係書類の調査を基に、泉野町2丁目地内の道路冠水の解消に係る事業概要を図に示すと次のとおりである。



- (2) 本件道路工事に関する法律、条例及び規則等について
 本件請求に係る関係条文は次のとおりである。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）
 （道路の維持又は修繕）

第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- (3) 本件道路工事の概要について

本件道路工事の概要は、次のとおりである。なお、本件道路工事に含まれる箇所とAの一部の箇所については、泉野町2・3丁目地内で計画されているガスパイプ・配水管改良工事に合わせて実施する予定となっている。

工 事 名	泉野町2丁目地内道路整備工事その2
工 事 場 所	泉野町2丁目地内 (箇所X、Tx、A(箇所を除く。))
工 期	平成25年4月15日から平成25年7月12日
工事請負費	3,901,800円
工 事 内 容	施工延長 L = 77m 自由勾配側溝工 B400×H400 L = 71m 自由勾配側溝工 B400×H500 L = 4m
備 考	工期延長及び増額変更を行っている。

(4) 本件道路工事の経緯について

ア 道路冠水の状況及び地元要望

- (ア) 平成16年7月に泉野町2丁目地内で浸水を確認
- (イ) 平成17年1月、同年10月に住民より毎年3～4回床下浸水することと、改善を求める要望がある。
- (ウ) 平成21年4月に泉野神泉会町会長より昨年側溝を修繕してもらったが、今度は別の側溝から雨が降ると水が溢れるとの連絡が入る。
- (エ) 平成21年6月に住民より約30センチメートルの道路冠水があり、車庫まで水が入ってきたとの連絡が入る。併せて、既設側溝の調査を求める要望がある。

イ 側溝断面検討調査

道路の良好な維持管理と地元の要望を踏まえ、平成21年度に側溝断面検討調査を実施している。その内容は、泉野町2丁目地内の道路冠水の解消には、既設側溝の断面不足の改修と排水経路の変更が必要であるとの調査結果となっている。

ウ 全体計画

側溝断面検討調査に基づき、平成22年度から概ね5年以内に泉野町2丁目地内の道路冠水の解消に係る事業が完了するよう工事を進めている。順次その効果を発揮するよう下流側から施工し、本件道路工事については、平成25年度に実施することとしている。当該工事の竣工により本事業は完了する。

(5) 本件道路工事に係る支出の状況について

本件道路工事に係る支出の状況は、次のとおりである。

工 事 名	泉野町2丁目地内道路整備工事その2
支出負担行為伺	平成25年3月21日 決裁 平成25年4月1日 決裁(繰越明許の現計化) 平成25年6月19日 決裁(変更)
契 約	契約締結 平成25年4月15日 契 約 額 2,854,950円 変更契約 平成25年6月19日 変 更 額 1,046,850円 全 体 額 3,901,800円
支 出	支出命令日 平成25年4月15日 前 払 金 1,100,000円 支 払 日 平成25年4月26日 支出命令日 平成25年8月2日 竣 工 払 2,801,800円 支 払 日 平成25年8月9日

(6) 側溝断面検討調査の概要について

側溝断面検討調査の概要は、次のとおりである。

- ア 泉野町2丁目地内の各懸案地点ごとの雨水流出量を算定する。
- イ 既設側溝の流量検討を行い、断面不足等の有無を確認する。
- ウ 断面不足となった懸案地点と大雨時の道路冠水箇所がほぼ一致する結果となる。
- エ 排水系統の検討の結果、「既設側溝の有効活用」、「排水経路の変更」、「断面不足となっている既設側溝の改修」を実施する計画とする。
- オ 計画側溝については、道路土工排水工指針（公益社団法人日本道路協会）により、降雨確率年7年とし、同指針及び本市における水路等の設計基準等に基づき、降雨強度として1時間当たり50ミリメートルの降雨量に対応できるよう検証を行い、これを満たすものとしている。

2 判断

(1) 本件道路工事の妥当性及び当該工事に係る公金の支出について

ア 請求人は、「泉野町2丁目小公園付近の道路冠水解消が目的なので、XからYへの流れを遮断すれば、小公園を含む新住宅群YはXの流れから独立する。Xから新住宅群Yへ流れない構造になるから、X箇所の工事は必要なく、いわゆる不必要な工事による不当な公金の工事支出に該当する。Xからの流れをTへ回避させ、さらにXからYへの流れを遮断する箇所Xの工事さえすれば、Xからの流れは、小公園付近の道路冠水とは無関係になる。箇所も同様に無関係になる。X箇所の工事はまったく不必要であり、そのような工事支出は不当な公金の支出に該当する。また、上流のAもX、箇所と同様、工事目的と無関係（目的外道路工事）であり、この工事支出も不必要で、不当な公金の工事支出に該当する。」と主張している。

イ 関係職員は、「小公園付近の道路冠水への対応として、XからYへの流れを遮断し、Xからの流れをTへ回避するXの工事を実施しているが、その場合であっても箇所Xにおける既存側溝の流下能力は、計画雨水流出量以下であり、また箇所及びAにおいても既存側溝の流下能力は、計画雨水流出量以下である。現状では断面不足となることから、側溝を改修することにより必要な流下能力を確保するものであり、箇所X、及びAにおける側溝からの溢水を防ぐためには、箇所X、及びAの改修は必要な工事である。本件道路工事は、小公園付近の道路冠水対策のみでなく、周辺地区を含めた当該地区一帯の道路冠水対策に必要な工事であり、地域の住民が望む安全・安心な住環境の形成に不可欠な工事であり、請求人が主張するような「不必要な工事による不当な公金の工事支出に該当する。」ことは全くありません。」と陳述している。

ウ 本件道路工事の基礎となっている側溝断面検討調査については、請求人が主張する泉野町2丁目小公園付近の限定した範囲だけでなく、泉野町2丁目地内の広い範囲で道路冠水の解消を検討していることを確認した。すなわち、築造後間もない既存側溝の有効利用も考慮しつつ、箇所X、及びAの上流からの雨水流出量を検討し、その結果、箇所Xから箇所Tへ流れるよう排水経路を変更するとともに箇所X、及びAが断面不足で改修が必要であると判断している。また、調査方法においても道路土工排水工指針等に基づき科学的に検証を行い、計画側溝を検討していることを確認した。したがって、当該調査に基づき行われる本件道路工事には合理性が認められ、また、前記1事実関係の確認からも当該工事の実施は妥当なものであり、違法又は不当な工事にはあたらない。このことから、本件道路工事が不必要であるとする請求人の主張には理由がない。

また、本件道路工事について、技術的見地からの検討を行うため、法第199条第8項の規定による学識経験者からの意見聴取として、金沢工業大学の川村國夫教授に当該工事の鑑定を依頼したところ、次のような要旨の鑑定結果（別紙第2のとおり）があり、その合規性・妥当性を認めるものとなっている。

- (ア) 側溝断面検討は、既設側溝の流量の確認、冠水原因の確認、改修計画・排水流域変更の検討、そして、建設予定の側溝断面の検証が適切に行われており、その検討・計画は妥当と言える。
- (イ) 側溝断面の検討結果に基づき事業の早期効果発現を有効とする立場から、当該工事は下流側から順次進められてきている。このことは、当該工事などの同種工事では、基本的な施工方法であり、妥当性をもつ。
- (ウ) 当該工事箇所は、建設予定の全体事業区域の上流側に位置し、既に、その下流側は全て改修施工済である。したがって、道路冠水解消を目的とした当該工事は、適切に発注されている。
- (エ) 請求人が「改修を必要としない3箇所の側溝」の主張に対しては、その1箇所の側溝で請求人の主張どおり流域変更のために側溝遮断はするものの、この箇所を含めて主張する3箇所の既設側溝流下能力は、7年発生確率降雨の流出量を満たさない。つまり、今後とも高い頻度で道路冠水等の恐れが生ずる。このため、既設側溝の本計画雨水流出量を満足する当該工事の側溝改修は公共事業として必要であり、請求人

の主張は正鵠を得ない。

- (オ) 当該工事は、そこでの側溝断面の検討結果に基づき適切に設計された。また、当該工事箇所は全体事業の上流部であり、すでに下流側の工事を終えての施工となり、施工方法も妥当となる。請求人が主張する3箇所については、現有の既設側溝の状態では、今後とも高い頻度で道路冠水等が生じるため、側溝の改修は不可欠となる。

以上のことから、当該工書の目的・手段については、相当の合規性があり、公共工事として妥当と判断する。

- エ 既述のとおり、本件道路工事が違法又は不当な工事にあたらないことは明らかであり、また、当該工書の支出に関する事務手続きは適正に行われていることを確認した。よって、違法又は不当な公金の支出に該当しないことから、請求人の主張には理由がない。

なお、箇所 とAの一部の箇所 については、この先、工書を発注する予定であり、監査結果の日までに公金の支出は生じていない。

- オ 本件道路工事は不必要であるとの前提で請求人が、「X, では冠水の心配はまったく無く、舗装道路のツギハギだらけに輪をかけ、費用がかさみ、デメリットだけに加え、蓋をすると学生、学童歩行通路確保の除雪融雪に大迷惑となる不当工事である。」と主張していることについては、その前提を欠いており、また客観的事実に基づかない単なる憶測や主観に基づいて主張しているものであり、認めることはできない。

- (3) その余の請求人の主張について

請求人が求めている「責任の明確化」、「処罰」及び「(故意に過大請負工事支出を目論んだ犯罪の究明)」については、いずれも法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当しないものと解した。

- (4) 結論

以上のとおり、違法又は不当な支出は認められず、本市に対する損害も認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

(別紙第1)

金沢市 職員措置請求書
(金沢市長に対する措置請求)

原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙工事計画図面を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査鑑定によることを求めます。即ち、不当な公金の支出に該当する工事なので部外(学識経験者等第三者)の鑑定による監査を請求します。

記

不当工事名 泉野町2丁目地内道路整備(側溝)工事その2
(泉野町2丁目小公園付近の道路冠水解消が目的)

不当な公金の支出に該当する施工箇所X, , アトツケ部分Aが含まれている不当な工事なので「水流」の部外鑑定による監査を求めます。

別紙工事図面(市作成の図面に追記)による解説。

泉野町2丁目小公園付近の道路冠水解消が目的なので、XからYへの流れを遮断すれば、小公園を含む新住宅群YはXの流れから独立する。

Xから新住宅群Yへ流れない構造になるから、X箇所の工事は必要なく、いわゆる不必要な工事による不当な公金の工事支出に該当する。

念のため補足すると、Xからの流れを図のTへ回避させ、さらにXからyへの流れを遮断する箇所T×の工事さえすれば、Xからの流れは、小公園付近の道路冠水とは無関係になる。箇所も同様に無関係。

したがって、X箇所の工事はまったく不必要であり、そんな工事支出は不当な公金の支出に該当する。また、上流のアトツケ部分AもX、箇所と同様、工事目的と無関係（目的外道路工事）であり、この工事支出も不必要で、不当な公金の工事支出に該当する。よって、金沢市長に対し、

* 上記の不当な工事箇所の不当工事を直ちに中止する。

* 責任の明確化と処罰、損害賠償（故意に過大請負工事支出を目論んだ犯罪の究明）措置を講ずる、ことを求めます。

なお、X、では冠水の心配はまったく無く、舗装道路のツギハギだらけに輪をかけ、費用がかさみ、デメリットだけに加え、蓋をすると学生、学童歩行通路確保の除雪融雪に大迷惑、そんな不当工事です。

篠原 秀晴

金沢市泉野町2丁目9-7 老骨のヨボヨタ住民 篠原 秀晴 生

(別紙第2)

平成25年7月26日

金沢市監査委員 西村 賢了 様
金沢市監査委員 中島 秀雄 様
金沢市監査委員 田中 仁 様
金沢市監査委員 福田 太郎 様

金沢工業大学 環境・建築学部 環境土木工学科
教授 川村 國夫

鑑定結果報告書

1 鑑定結果

泉野町2丁目地内道路整備工事その2（以下、「当該工事」という。）は、以下の経緯及び理由により、合規性があり公共工事として妥当性を認める。

2 鑑定すべき事項

当該工事の内容及びこれに含まれる側溝断面検討など事業全体の計画（寺町2丁目地内ほか道路整備工事に伴う側溝断面検討調査）について鑑定する。

3 鑑定内容

(1) 側溝断面

金沢市泉野町2丁目地内付近では、過去、少なくとも3ヶ所において道路冠水が発生し、地元住民の生活が脅かされた。地元住民から道路冠水解消要望を受け、金沢市は平成21年度に側溝断面を検討し、それに基づく事業全体の計画から当該工事を発注した。

側溝断面の検討は道路土工排水工指針（公益社団法人日本道路協会）に準拠した降雨発生確率7年としての排水施設規模を決定した。

また、この地内の流出係数は水路等の金沢市設計基準（金沢市内水整備課）より、密集住居地域0.70を、到達時間内の平均降雨強度は確率降雨強度式（平成5年度石川県土木部河川課）で算出した。

この上記計算条件を用いて、当該工事箇所地内の現有既設側溝の流量および流下能力を検証した結果、この既設側溝の断面不足箇所が、過去の道路冠水箇所とほぼ一致していることを確認できた。加えて、築造後間もない側溝はできるだけ有効利用するものとして、条件の降雨発生確率7年で側溝断面が不足とならないことを検証

した。

このように、当該事業の側溝断面検討は、既設側溝の流量の確認、冠水原因の確認、改修計画・排水流域変更の検討、そして、建設予定の側溝断面の検証が適切に行われており、その検討・計画は妥当と言える。

(2) 施工方法

側溝断面の検討結果に基づき、当該事業の早期効果発現を有効とする立場（上流側からの雨水を円滑に下流側へ排水させる）から、当該工事は下流側から順次進められてきている。このことは、当該工事などの同種工事では、基本的な施工方法であり、妥当性をもつ。

(3) 当該工事の発注

当該工事箇所は、建設予定の全体事業区域の上流側に位置し、既に、その下流側は全て改修施工済である。したがって、道路冠水解消を目的とした当該工事は、適切に発注されている。

4 請求人が主張する工事箇所に対する検討

請求人が「改修を必要としない3か所の側溝」の主張に対しては、その一か所の側溝で請求人の主張どおり流域変更のために側溝遮断はするものの、この箇所を含めて主張する3か所の既設側溝流下能力は、上述の7年発生確率降雨の流出量を満たさない。つまり、今後とも高い頻度で道路冠水等のおそれが生ずる。このため、既設側溝の本計画雨水流出量を満足する当該工事の側溝改修は公共事業として必要であり、請求人の主張は正鵠を得ない。

5 結論

当該工事は、そこでの側溝断面の検討結果に基づき、適切に設計された。また、当該工事箇所は全体事業の上流部であり、すでに下流側の工事を終えての施工となり、施工方法も妥当となる。請求人が主張する3箇所については、現有の既設側溝の状態では、今後とも高い頻度で道路冠水等が生じるため、側溝の改修は不可欠となる。

以上のことから、当該工事の目的・手段については、相当の合規性があり、公共工事として妥当と判断する。

以 上

平成25年(2013年)8月14日 印刷
平成25年(2013年)8月14日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄